

平成28年度 第1回岐阜県消費生活安定審議会 議事録
(岐阜県消費者教育推進地域協議会)

日時：平成28年7月22日（金）
13：30～15：00
場所：ふれあい福寿会館409特別会議室

○出席委員名

市橋 信子 (岐阜県立岐阜各務野高等学校学校長)
大藪 千穂 (岐阜大学教育学部教授)
杉谷 剛 (中日新聞岐阜支社報道部長)
長瀬 秀子 (関市立安桜小学校校長)
御子柴 慎 (岐阜県弁護士会)
箕浦 由美子 (岐阜新聞社生活文化部長)
三輪 聖子 (岐阜女子大学家政学部教授)
今井 美津子 (岐阜県商工会女性部連合会副会長)
大野 悟朗 (岐阜県卸売市場連合会会長)
宮川 人士 (岐阜県金融広報委員会幹事)
河原 洋之 (全岐阜県生活協同組合連合会専務理事)
中野 純子 (公募委員)
野村 昭子 (岐阜県生活学校連絡協議会副会長)
花井 泰子 (消費者ネットワーク岐阜代表)

計 14 名

○議題

- (1) 平成27年度消費生活相談状況報告
- (2) 岐阜県消費者施策推進指針の改定について
- (3) 消費者教育支援専門委員会委員の指名について

○会議録（概要）

事務局	(開会あいさつ)
会長	議事録署名人に市橋委員、今井委員を指名。
事務局	議題（1）平成27年度消費生活相談状況報告について (資料に基づき説明)
委員	契約金額の中に、刑事事件になったものというのは含まれているのでしょうか。

事務局	そのような形で統計を取っておりませんので、この中に、刑事事件が含まれているという報告にはなっていません。
委員	騙されたことが分かってから警察へ通報して事件化するという場合に、(警察に通報したのちに) 消費生活相談するということは考えにくいので、そのような数字はここに入っていないということですね。
事務局	当方へ相談があった時、警察に行っていた方が良い場合には、警察の窓口を案内しているので、当方から刑事事件になったものもあるかもしれませんが、具体的に数として把握していません。
委員	警察が先に把握したものが入っているということはないでしょうか。
事務局	警察の窓口で相談があったものについて、警察がこちらを案内されることがあるので、そのようなものは、こちらの相談に入っています。
委員	つまり、実際よりこの契約金額は低いという見方もできるのでしょうか。
事務局	何とも言えません。投資詐欺的なものが大きく減っているため、高齢者の契約金額が下がっています。そのようなものが、直接警察の方に行っているのであれば、実際より下がっていると言えるのですが、そこまで把握していませんので不明です。
委員	分かりました。
会長	つまり、警察に行っている相談は、県では分からないということですね。県と警察との連携は、どうなっているのでしょうか。
事務局	警察との連携については、事業者指導係として、事案についてのやり取りを定期的に行っています。警察で事件化したものはないのかとの件ですが、例えば、事件として逮捕・公表された靈感商法の事案については、相談をセンターへもするようにと県警の方が助言しておりますので、こちらでも受け付けています。
委員	相談件数の推移について、県の相談窓口と市町村の相談窓口とで市町村の相談窓口が増えているというのは、市町村の相談窓口の充実というのもあるのでしょうか、「188」にかけて、それがそのまま市町村へ行くといったものも含まれているのですよね。そのあたりの分析は。

事務局	<p>「188」にかけていただくと最寄りの消費生活相談窓口につながりますので、市町村の窓口の電話番号が周知されていなくてもつながるようになったということも影響しているかと思います。</p> <p>昨年の7月から3桁化が始まりましたので、それ以降は、市町村への相談が進んでいると思います。</p>
会長	<p>「188」がかなり増えているとか分かりますか。</p>
事務局	<p>「188」の件数の情報はありますので、必要があれば公開します。</p>
事務局	<p>(2) 岐阜県消費者施策推進指針の改定について (資料に基づき説明)</p>
会長	<p>ありがとうございます。資料2-2で新たに3つの柱を作られたということで、その順番で指針自体も作られていると理解できると思います。消費者教育を一番初めにもってこられたのが新しい点だということですが、第2章を見ますと本県の消費生活に関する現状と課題のところ、最初に消費者教育がでてきます。少し違和感を感じます。</p> <p>現状であるならば、消費生活相談一般が初めにくるのが一般的だと思いますがどうでしょう。</p> <p>また、資料2-2のところの基本目標1と2がありますが、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」それを受けて以下の基本方針があるのですが、基本目標の1に対してこれ、2に対してこれというようにある程度明確になった方がいいのではないかという気がします。2つの目標を合わせて3つの基本方針で受けているということですが、そのあたりいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>前年度までは、「基本目標1 消費者の権利の尊重」、「基本目標2 消費者の自立支援」とカテゴリーごとに目標を規定していたのですが、「知」「相」「伝」という基本方針が相互に連携しながら効果的に推進するという事で考えますと2つの目標それぞれに分けるのではなくて、2つの目標を3つの柱で支える方が良いのではないかと考えまして、従来のカテゴリー分けをしなかったということでございます。当然、委員の先生のご意見があれば修正するという事で、その辺も含めてご審議いただければと思います。</p>
会長	<p>折角そうしていただいたということであれば、そのまま良いと思いますが、例えば「消費者の権利の尊重」はこれに当たるんだよということが、見てる人が分かるような工夫があると良いと思います。</p> <p>何かいかがでしょうか。何かございますか。</p>

委員	資料2-4の計画の効果的な推進のための目標数値というところですが、例えば、消費者教育のところを見ると色々な数値があがっていますが、県が明確な計画を立てて、それを現実に実行するのは市町だと思いますが、消費者教育を市町が具体的に進めていくにあたって、市町の方で消費者教育推進協議会みたいなものを立ち上げる計画をもっているところ、現実に立ち上げたのは岐阜市だけしかないと思いますが、3年の計画を立てるにあたり、他の市町で協議会を立ち上げるというところについては何か数値目標はないのでしょうか。
事務局	消費者教育協議会については、市町村に対する努力義務が消費者教育推進法で規定されているところですが、市町村ごとのそれぞれの事情ということがございますので、県が目標数値を定めるということは考えていません。 県としては、協議会設置のためのバックアップ的なことは行っていきますが、やはり事情がそれぞれ異なりますので、数値目標となると厳しいかな、というのが実感でございます。
委員	例えば、「相」のところを見ますと、市町での設置についての割合とか、消費者安全確保地域協議会の設置率とか、他のところはあげておられるのに、なぜ消費者教育のところだけ協議会の市町の設置率をあげないのか、あげないことが合理的なのかよく分かりません。
事務局	ご指摘の点でございますが、「相」「伝」にあります、センターの設置率だとか配置市町村率、あるいは「伝」であげた消費者安全確保地域協議会の設置率は、参考資料でつけております国の地方消費者行政の当面の政策目標の方にあげられているものでございます。それに比べて市町村の消費者教育推進協議会の設置については国の政策目標の方にはあげられていないということがございまして、さきほど述べました地域の実情を考えて、目標数値を定めておりませんが、委員のご意見ということで、今後そちらの方も検討したいと思えます。
会長	県が主導していただかないと市町が言い出すということはなかなか難しい、岐阜市は大きいからいいんですが、その辺りも検討いただけたらと思います。そうすると、先生がおっしゃった消費者教育の参加者数は県が集計されるということでもよろしいでしょうか。
事務局	基本的にはそのように考えています。
委員	今のご指摘は、私としては県に何らかの目標数値をもっていた方がありがたいと思います。 ひとつ私の認識が全然違っていたのですが、前回の審議会の時には、今回作る

	<p>のは基本計画というようなイメージをもっていたのですが、今回指針になっているということで、どのように中身が変わったのか少し分からないのでその点への説明が1つ、それから岐阜県の消費者教育推進計画も併せ持った指針ですから、岐阜県消費者教育推進計画の内容・・・基本的な視点や実際に実施する基本的な施策等、消費者庁のロードマップにあわせて対応するというように、比較的丁寧に計画は作ったと思いますが、資料を見ますと消費者教育の部分が「章」になっている。そうすると計画を作った時にこだわった部分というのがどのようにされるのか、ちょっと見えないのでその辺を説明していただけるとありがたいです。</p>
事務局	<p>1点目ですが、前回3月の審議会では、「基本計画」ということで説明を受けたが、今回その名称が「指針」になっているというご指摘だと思います。この点については、特に現時点で理由があって明記したものではありません。基本的には岐阜県消費生活条例では、「消費者施策推進指針」を策定するという事になっていますので、今回資料ではそれに合わせて「指針」という文言を使用したということです。その指針なるものが基本計画という名称になるのか、指針という名称になるのかは、今後の検討のなかで詰めていきたいと考えています。「指針」なので単年度のものだとか、「基本計画」だから中長期だという語感からくるものはあるとしても、基本的に複数年度でも消費者施策推進指針と称することは可能だと考えていますので、どちらもあるかなということで、今回は指針の改定ということで用語を統一させていただいたということでございます。</p>
委員	<p>県議会との関係では毎年指針をやらないといけないのではないのでしょうか？指針は毎年論議して策定し直すということではなかったでしょうか。</p>
事務局	<p>これまでの指針は県議会の委員会報告事項にはなっていません。ただ今回は性格が単年度のものから中長期のものになるということから、委員会へ報告する必要があると考えています。</p> <p>2点目の消費者教育推進計画が別途定めてあって、それを合体させる中で、指針の中で内容をどのように反映させるのかというご指摘ですが、確かに章立てで見ますと、消費者教育推進計画は消費者教育に特化したものなので、施策全般からとらえた消費者施策推進指針からすると一部分になっているかのような印象がありますが、具体的に言えば、第3章の「知」ライフステージに応じた消費者教育の推進というところで掲載することになりますが、消費者教育推進計画で定めた内容を後退させるものではなく、少なくとも最低限維持する、こだわられたところについてはキープするという考えで原案の方は策定したいと考えています。</p>

委員	<p>個人的な感想に近いのですが、一文字で目標を表すというのはいいと思います。「知」「相」ときて、「伝」という言葉がむしろこの事業の共同件数とかのなかでやってらっしゃるといのが協力の「協」のイメージがする。その辺りはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>言葉の問題なのでその点につきましてはこちらとしては「伝える」ということで「伝」を使用したのですが、今後例えばパブリックコメントとかで他の言葉良いというご意見があれば置き換えるというのもあり得ると思いますが、「知」「相」「伝」というと語感が良いと思ったものですから、あくまで案として提示したということです。</p>
会長	<p>私もこの「伝」の部分が、「つながる」がいいかと思ったのですが、一文字でいくのが難しかったりですか・・・「伝」だけでいいのかなというのは感じたのですけれども。いいアイデアがあれば皆さんの方からも出していただけたらな、と思います。</p>
委員	<p>岐阜県も5圏域あって地域ごと、圏域ごとに状況が違ったりしていることがあるかと思います。相談の状況とか環境の状況とか、そういうところを圏域ごとにもう少し窓口を考えた施策というものを考えていただけると、せっかく圏域であるので違うのかなと考えました。個人的にはよく理解ができていないのですが、目標数値を定めて、それに向かってできるだけクリアできるように、例えば国が定めた5万人以下の設置率が未達であったりとか、そのところをクリアできるようにがんばりますよ、という意味での数値だと思うのですが、未達になった場合にどうするのかイメージできないので、お願いします。</p>
事務局	<p>数値目標を定める以上は、達成できるようにするのが大前提だと思いますが、消費者被害の救済の部分については、国の当面の政策目標と一致させているということで、未達の部分については最大限努力をする、ということしか今の段階では申し上げることはできないと思います。未達になった場合は想定していません。</p> <p>圏域につきましては、骨子の中で最初に概況を記載しますが、消費生活相談の現状と課題というようなところで、特に地域性に特徴があれば、圏域に関する記載も検討したいと思います。</p>
会長	<p>「知」「相」「伝」ということで、それぞれの章立てを作っていただいて、第3章のところそれぞれ書いていただいています、この図で見るとお互いが相互作用するようになっている、その辺りのことは内容としては入ってくるのでしょうか。</p>

事務局	<p>例えば資料2-2の図で説明すると、「伝」のところで高齢者への啓発や見守り活動の推進というのをあげていますが、さきほどご指摘あったように、「伝」という部分もあるんですが、消費者教育の啓発の部分もふくまれている、「知」と「伝」の連携といいますか、そういったイメージでございますので、どのような表現にするかということは今後の検討課題であります。カテゴリーにこだわることなく連携するものについてはこのような表現にしていきたいと考えています。</p>
委員	<p>端的な言葉で表しているというところと、分かりやすい構成図ということで非常に共感しますが、私も消費者自身が自分の生活を守るという点に重点が置かれているということが、強く出されている気がします。相談の3分の1が高齢者という現状があるとすると、まずは県の方がリードしますよ、というところでこういう状況がある。「知る」の部分で、課題が明確であるということが大事だと思います。そのあと、世代によって学ぶところがあって、高校生なんかもまだ主体的でない消費者という認識ですので、学校における、という部分も大事ですが、家庭や地域の中で「こういう課題があって」という切り口をもってきていただけるといいかなと思います。学校も重要なところではありますが、家庭の理解が進まない中で、学校でといわれてもなかなか進みにくいということがあるので、市町の連携ということもあるかと思っておりますので、その辺を工夫できるといいかなと思います。</p>
事務局	<p>貴重なご意見ありがとうございます。原案作成の際に参考にさせていただきたいと思っております。</p>
会長	<p>家庭も地域の中に入っている、ということですね。家庭のなかで消費者教育という言葉自体ないですけれども、他にいかがですか。</p>
委員	<p>消費者教育は小学校では専門教科の先生が教えるわけではなくて、社会や家庭科の中で進めているわけですが、どれだけやったらいいのかなかなか見えない中で、「知」のところで消費者教育出前講座の開催回数、参加者数の目標について具体的に進めていただけるということでありがたいと思います。その中で地域協議会のことをお伺いしたいのですが、例えば租税教室はどの学校でも盛んに行われていて、中濃地区租税教室推進協議会というのが毎回ありまして、小学校の代表の校長が出て行きまして、租税教室について、共通理解して、どの学校もほぼ100%出前講座を受けることができます。今後、本当に消費者教育をすすめていただけるのなら、地域協議会という身近なところで見てもらうというか、そのような数値目標があるとより進んでいくのかなと思います。</p>

事務局	消費者教育地域協議会の設置については、先に委員よりもご意見をいただいています。市町村に対して県が働きかけるというご意見として承りましたので、検討させていただきます。
会長	確かに租税教室はどこでもやってらっしゃるということがあるし、金融広報委員会は指定校制度というのがあって、そういうのが消費者教育の方であればもっと広がっていくんじゃないかという感じです。その辺のことも委員に教えていただかないと。どういう形で指定校制度を作れば広がっていくかを、教えていただければと思っています。 他にいかがでしょうか。
委員	私が前回、今お話しいただいたような税務教室の件をお話したことがあるのですが、租税教室は本当にいい。子供たちが本当に理解できる。子供自身が消費生活の意味が理解できないと思うので、ぜひ子供達に消費生活の意味から教えていただきたいと思います。出前講座でしていただきたい。
会長	いかがですか。
委員	この中で一番大事なのは、教育だとは思いますが、これは誰かが相談に行く前の話だと思います。「伝」のところはある意味連携ということだと思いますが、いろいろな仕組みの中で連携する中で、被害にあわないとか、チェック機能を付け加えていくことが大事なのかなと思います。例えば、十六銀行の支店でいきますと、現金の100万円以上の払い出しについてはすべてチェックを入れて役席対応ということで、すぐに窓口で払うということはありませんし、すぐに警察を呼んで、高齢者であればなおさらですが、40代でも50代でも何に使われますか？ということで必ず聞き取りします。自分のお金なので何に使おうが勝手、と大抵の皆さんがおっしゃられるのですが、その辺はそのまま通してしまうとひっかかってしまうので、全部チェックしていくことが大事かなと思いました。
会長	なかなか私はそんなにお金は降ろさないから大丈夫かな、と思って聞いていたのですが、チェック機能というのは色々な銀行でやっていますし、それでも被害がなかなか減らないということで、どういうところでチェックしていくか。「伝」のところのいろいろなネットワークがということかなと思います。 いかがですか。
委員	専門的なことがなかなか分からず、生活レベルのことで申し訳ないのですが、家庭ということが出ていました。親が親として子供にアドバイスできない、子

	<p>供に何が必要かということをご指導できる親力というものがすごく不足しているなど。私は、業務の中で子育て支援を担当していますので、親が育っていない、親が育てられなければ子が育つわけがない、地域の中でネットワークづくりが盛んにすすんでいるのですが、実際には保護者、親の力が及んでいないのかなというのを思いますので、家庭支援の中にPTAの支援を入れていただくなり、親の力を育てられるような支援があると、子供に伝達していくことができる、子供が生きていくための力を培っていくことができる、そういうものが養われるのではないかなと思います。家庭への親支援ということも含めての消費者教育の環境が保護者の方にもあるといいのではないかなということを感じました。</p>
会長	<p>消費者教育の、出前講座をする親・PTAに対してもあるといいのではないかな、私も学校へ出前講座の講師で行く時に、親と一緒にの時はいいなと思うので、親と子が一緒にの時にできるように出前講座に入れていただけるといいと思いました。</p>
委員	<p>消費者教育ということが盛んに言われています。昨年でしたか、生活学校で消費者のアンケートをして最後にデータの中から気づいたことがありました。ひとつの地域で被害があったのですが、そこは消費者教育がなされていない地域だったということがデータから分かりました。やっぱり消費者教育は必要だなと認識しました。今日は資料をもってこなかったのは申し訳なかったですが、今、親の教育ということが私たちの年代はわりと、もう少し若い年代への教育はどんな場を作って、どんな風になされているのかなと思ったりしています。</p>
会長	<p>県としては、そういう消費者教育をする場はありますか。</p>
事務局	<p>出前講座は広く県民の方を対象としているので、依頼があれば出向いてお話しするという事は可能です。例えば、家庭の親の立場、親としての教育は当センターの所管ではないのですが、県全体、教育委員会などそういった施策をしているところも含めて、他部局連携の中で連携していくことを検討していきたいと考えています。</p>
会長	<p>以前商工会議所が出前講座をやったらいいのではないかなという意見が出ました。会社の方は出前講座に行く機会がないので、商工会議所であれば会社との繋がりも出来るということでしたが、卸売市場も企業が集まっているところですが、その辺り、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>食の方ですけど、食品表示法がありまして、多様な講習は開いている状況だとは思いますが、消費トラブルというものが多様化している、多すぎるので、対</p>

	<p>応するというのは、リアルタイムに広報等で伝えていくというのがいいんじゃないかという持論もっています。</p>
委員	<p>いろいろお話を聞かせていただいて、数値目標のところ、教育の中でもいろいろな世代の人たちのなかでも、教育がもちろん必要になってきますし、数値目標を定めるにあたって、どの辺に目標を設置していくのかな？というのが聞きたいなと思います。今までの現状があって、次の目標を設置していくという点に分かれれば教えていただきたい。</p>
事務局	<p>基本的には現状がどうかということがありまして、どの程度であれば限られた年数の中で可能かということをお案して具体的な数値を設定するということになると思いますが、国の参考資料とか他県の参考資料を参考にしながら岐阜県で一番合っている数値を設定したいなと、あまり高すぎても難しいですし、低すぎても数値目標として意味がないので、今後の検討ということでご理解いただければと思います。</p>
委員	<p>この資料2-3の章立てのところ、会長から話もあったのですが、現状と課題があればやはり最初は現状分析して課題をピックアップしてそれに対応していくというような順番の方が、個人的にはいいように思います。それから、いろいろなところに目配りをしないとイケないと思うのですが、強弱がないというかこれから高齢化がどんどん進んで行って、相談の中でこういう分析をしているんでデータがあると思うんですが、例えば事件になったものの手口を分析して、事件になるようなひどいケースを披露していくのも必要じゃないかと思います。具体的には電話による詐欺ですね。巧妙な振り込め詐欺とかオレオレ詐欺とか、金融機関を使った詐欺がすごく対策が強化されて減っているのですが、宅配便で現金を段ボールにつめて送るといって、普通の人から見るとなんでそんなことしちゃったのと思うのですが、実際そういう事件が後を絶たないような最近の傾向を少し強弱をつけて、悪質なものについて啓発や対策を強化していくというのがどこかにあってもいいのかなと思います。</p>
会長	<p>高齢者は最初に相談状況ということで書いてありますので、そこにどういったことが起きているかということがもっとあってもいいと思います。また全体的にというのももちろん大事ですが、今あるものについてどうしなければいけないのか、ということも重要なことだと思います。</p>
委員	<p>消費者教育のところ、出前講座の数値目標が挙げられているということですが、現状としては県としては県内の全域で行われている出前講座の件数を把握出来ているのでしょうか。</p>

事務局	出前講座ということならデータはあるので、開催回数、参加人数はデータで把握できます。
委員	それが例えば、どこかの市であれば市役所が把握している出前講座の回数が吸い上げられているのか、他の機関が行っているものが公的な機関じゃないところが行っている出前講座も把握されているのか。いかがですか。
事務局	市町村の出前講座の回数は把握していますが、それ以外他機関の状況は把握していません。
委員	いろんな機関が出前講座やってみえると思いますので、県が実施しました、市が実施しましたというのも1回でしょうし、そうじゃないところが実施したのももちろん出前講座として効果があると思うので、そういったことを反映して何が足りないのか分析して目標を設定する、計画を立てる上でもそれを全部把握できるような体制を作っておいて、どこが足りないのか検証しながらやっていくことが必要かなと思います。消費者教育でもコーディネーターを、県とか各市町とか設けて、そこが全部窓口になるようなかたちで全県が把握できるような体制づくりというのはいかがでしょう。
事務局	先ほどの消費者教育地域協議会も踏まえてということだと思います、現状においてはコーディネートといったところまで行っておりませんので、今後の課題ということで検討を加えて行きたいと思います。
会長	コーディネーターは今後大事なこと。一定のところには人がものすごく行って、そこは消費者教育が盛んだと、他のところはスコーンと抜けているというのがあってやっぱり…。どんどん広げていかないといけないと思いますし、積極的なところだけがいつも頼んでということが、それはそれでいいでしょうが、いろいろなところに広げていくということで、他の市町村とか弁護士会とかネットワークとかいろいろなところとのネットワークを作って、やっていますよ、というのが分かるとより良いかなと思います。
委員	少し質問ですが、出前講座と高齢者の啓発ということで高齢者とか小中高生とか対象が書いてあるんですが、障がい者がどこにも出ていなくて、障がい者が生活弱者としてターゲットになっているということは、もちろん高齢者をおざなりにするというのではなく、高齢者が最重要で課題ではあると思いますが、障がい者がターゲットになっているという現状があるかと思いますので、障がい者に対する施策も少し考えていただけると良いと思います。障がい者の学校や授産施設もあるので、そういうところも少し入れていただけるといいかなと

	<p>思います。それからネットワークのところですけど、ネットワーク岐阜では今年度から岐阜大学、岐阜市と連携して中学生の消費者教育をやることにしました。講師としてのスキルを積めるように3か年ですべての中学校に行くようにしました。ネットワーク岐阜のメンバーが講師として行くことが少しずつ増えていくと思いますので、県とのネットワークの構築という面で協力できれば、と思います。</p>
事務局	<p>連携という面で今後も協調してやらせてもらえればと思います。</p>
委員	<p>先ほどの「伝」の関係なんですが、「連」の方がいいかなと思います。連携の「連」。</p>
会長	<p>そうですね。「連」の方がつながるという意味でいいかなと思います。その辺りはもう一度県の方でも考えていただけたらと思います。他に何かご意見ございますか。</p> <p>それではいろいろなご意見をいただきました。今日のお話を聞きまして連携が一番大事かなと感じました。ぜひ他の市町村等とのネットワークをつなげていただきたいと思います。</p> <p>岐阜県の消費者施策推進指針の本日の意見を踏まえて改定作業を行っていただくということでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>最後の議案といたしまして、消費者教育支援専門委員会委員の指名ということで事務局の方からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題（3）消費者教育支援専門委員会委員の指名について (資料に基づき説明)</p>
会長	<p>今の説明に対して何かご質問ございますか。消費者教育支援専門委員会についてお諮りします。原案どおり指名してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは原案のとおり指名することといたします。</p>
会長	<p>それでは本日の議事すべて終了ということとなりました。皆様にご協力いただきまして、ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。</p>

事務局	<p>会長ありがとうございました。</p> <p>また各委員の皆様におかれましても積極的なご意見ありがとうございました。</p> <p>次回審議会は1月下旬を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではこれで第1回岐阜県消費生活安定審議会（岐阜県消費者教育推進地域協議会）を終了します。どうぞお気をつけてお帰り下さい。</p>
-----	---